



平成 21 年 4 月 22 日

各 位

会社名	小松ウオール工業株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 加納 裕
コード番号	7949 東証・大証第一部
問合わせ先	取締役総務部長兼人事部長 本彦 義夫
TEL	0761-21-3234

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 42 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告に関する利便性の向上及び費用の削減を図るため、現行定款第 5 条（公告方法）を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等所要の変更を行うものであります。
- (3) 執行役員制度の導入に伴い、現行定款第 20 条の取締役の員数を 16 名以内から 10 名以内に、また、同様の理由により現行定款 23 条第 2 項の役付取締役から専務取締役、常務取締役を削除する変更を行うものであります。
- (4) 現行定款 27 条の顧問または相談役につきましては、取締役会の決議により設置できる旨、当社組織規定に定めがあることにより記載の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日（予定）

以上

【別紙】

(下線部が変更箇所)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利 4. 第13条に定める請求をする権利 <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)、新株予約権原簿ならびに株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>16名以内とする。</u></p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、<u>専務取締役、常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利 4. 第12条に定める請求をする権利 <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>第20条～21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第25条 (現行どおり)</p>

<p><u>(顧問または相談役)</u> <u>第 27 条 当社は、取締役会の決議により、顧問または相談役を置くことができる。</u></p> <p>第 28 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第 26 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. 当社の株式喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>2. 本附則は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</u></p>
---	---